

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都中央区日本橋一丁目 1 3 番 1 号
（名称） 野村證券株式会社
（法人番号 6010001074037）

上記被審人に対する令和6年度（判）第19号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官横井真由美、審判官美濃口真琴、同日浅さやかから提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 2 1 7 6 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和7年1月6日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年10月30日

金融庁長官 井藤 英樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、第一種金融商品取引業を行うことにつき関東財務局長の登録を受けている株式会社であるが、同社の自己勘定取引に従事していた者において、同社の業務に関し、大阪市中央区北浜1丁目8番16号所在の株式会社大阪取引所(以下「大阪取引所」という。)に上場されていた長期国債先物2021年3月限月について、同先物の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、令和3年3月9日午前8時45分49秒頃から同日午後2時16分59秒頃までの間、大阪取引所において、最良売り気配若しくはこれに劣後する価格に複数の売り注文を重層的に入れて売り板を厚くした上で、同先物を下値で買い付け、又は、最良買い気配若しくはこれに劣後する価格に複数の買い注文を重層的に入れて買い板を厚くした上で、同先物を上値で売り付けることを交互に繰り返すなどの方法により、合計2466単位の売付けの申込みを行うとともに合計462単位を買い付ける一方、合計1619単位の買付けの申込みを行うとともに合計462単位を売り付けるなどし、もって、自己の計算において、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその申込みをしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、金融商品取引法施行令第33条の13第2号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 当該違反行為に係る課徴金の額は、法第174条の2第1項の規定により、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(注1)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(注1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量と買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合は、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は

第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

を合計することで算出される。

(2) 本件では、別表に掲げる事実につき、

① 売買対当数量（注2）に係る課徴金の額6,940,000円（注3）

（注2）当該違反行為に係る売買対当数量は、以下により462単位となる。

（ア）当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、462単位となる。

（イ）当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量462単位に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第2号の規定により、当該違反行為の開始時にその時における価格（150.86円）で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる数量39単位を加えた501単位となる。

（注3）算定式は次のとおり（注4）。

$$\begin{aligned} & \{ (50 \text{ 単位} \times 150.89 \text{ 円} \times 1,000,000) + (62 \text{ 単位} \times 150.90 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ & + (35 \text{ 単位} \times 150.92 \text{ 円} \times 1,000,000) + (33 \text{ 単位} \times 150.95 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ & + (37 \text{ 単位} \times 150.96 \text{ 円} \times 1,000,000) + (20 \text{ 単位} \times 150.97 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ & + (115 \text{ 単位} \times 150.99 \text{ 円} \times 1,000,000) + (110 \text{ 単位} \times 151.01 \text{ 円} \times \\ & 1,000,000) \} \\ & - \{ (39 \text{ 単位} \times 150.86 \text{ 円} \times 1,000,000) + (50 \text{ 単位} \times 150.83 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ & + (26 \text{ 単位} \times 150.89 \text{ 円} \times 1,000,000) + (50 \text{ 単位} \times 150.90 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ & + (21 \text{ 単位} \times 150.93 \text{ 円} \times 1,000,000) + (75 \text{ 単位} \times 150.98 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ & + (70 \text{ 単位} \times 150.99 \text{ 円} \times 1,000,000) + (104 \text{ 単位} \times 151 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ & + (27 \text{ 単位} \times 151.01 \text{ 円} \times 1,000,000) \} \\ & = 6,940,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

（注4）長期国債先物は、長期国債標準物を対象原資産とする先物取引であり、長期国債先物の最低取引単位（1単位）は、同先物の価格を1,000,000倍した金額となる。

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合の、当該超える数量に係る課徴金の額14,820,000円（注5）（注6）

（注5）当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高

い価格（151.38 円）に、当該超える数量 39 単位を乗じて得た額から、当該超える数量 39 単位に係る有価証券の買付け等の価額を控除することで算出される。

（注 6）算定式は次のとおり。

$$\begin{aligned} & (39 \text{ 単位} \times 151.38 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ - & (39 \text{ 単位} \times 151.00 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ = & 14,820,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

を合計し、

21,760,000 円が課徴金の額となる。

(別表)

違反行為状況

(取引単位)

違反行為期間		申込み(※1)		売買(※2)	
(始期)	(終期)	売り	買い	売り	買い
令和3年3月9日 午前8時45分49秒頃	～ 同日 午後2時16分59秒頃	2,466	1,619	462	462

(※1)発注したが取り消した単位数

(※2)売買が成立した単位数